安全データシート

DRBC Agar (ISO)

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

作成日: 2025/08/20　改訂日: 2026/10/29　バージョン: 4.0

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	DRBC Agar (ISO)
製品タイプ	:	Food Safety -- [Food Safety]
製品コード	:	NCM0082
Part Number(s)	:	NCM0082|700004470|NCM0082A|700004471|NCM0082B|700004472|NCM0082C|700004473|NCM0082D

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途	:	化学研究及び開発、分析用薬剤

会社情報

製造業者

Neogen Corporation
48912
United States of America Michigan Lansing 620 Lesher Place
T 800.234.5333
sds@neogen.com - https://www.neogen.com/

輸入業者

ネオジェンジャパン株式会社
220-0012
神奈川県 横浜市西区 みなとみらい 3-3-3 横浜コネクトスクエア 12 階
T 045-211-4615

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号	:	24 hours: Medical: 1-800-498-5743 (U.S. and Canada) or 1-651-523-0318 (international) Spill/CHEMTREC: 1-800-424-9300 (U.S. and Canada) or 1-703-527-3887 (international)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	爆発物	分類できない
	可燃性ガス	区分に該当しない
	エアゾール	分類できない
	酸化性ガス	区分に該当しない
	高圧ガス	区分に該当しない
	引火性液体	区分に該当しない
	可燃性固体	分類できない
	自己反応性化学品	分類できない
	自然発火性液体	区分に該当しない
	自然発火性固体	分類できない
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	分類できない
	酸化性液体	区分に該当しない
	酸化性固体	分類できない
	有機過酸化物	分類できない
	金属腐食性化学品	分類できない
	鈍性化爆発物	分類できない
健康に対する有害性	急性毒性 (経口)	分類できない
	急性毒性 (経皮)	分類できない
	急性毒性 (吸入：気体)	区分に該当しない

	急性毒性 (吸入：蒸気)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入：粉じん、ミスト)	区分に該当しない
	皮膚腐食性／刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	分類できない
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分 1B
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	分類できない
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	分類できない
	誤えん有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性　短期（急性）	区分に該当しない
	水生環境有害性　長期（慢性）	区分に該当しない
	オゾン層への有害性	分類できない

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP) : 危険

危険有害性 (GHS JP) : 発がんのおそれ (H350)

注意書き (GHS JP)

安全対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 (P280)

応急措置 : ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)

保管 : 施錠して保管すること。 (P405)

廃棄 : 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

名前	濃度 (%)	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法番号	安衛法番号	
Chloramphenicol	≥ 0.1 - < 0.5	-	4-(7)-991	56-75-7
2,6-Dichloro-4-nitroaniline	< 0.1	(3)-423	4-(12)-199	99-30-9

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般 : ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合	: 皮膚は多量の水で洗浄する。
眼に入った場合	: 予防措置として眼を水ですすぐ。
飲み込んだ場合	: 気分が悪いときは医師に連絡すること。
応急措置をする者の保護	: 応急措置を行う者は、自身の保護に注意を払い、推奨される個人用保護具を使用すること（第 8 項を参照）。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合	: 通常の条件下では特に無し。 本製品から発生しうる粉じんは、吸い込み過ぎると呼吸器の炎症を引き起こす場合がある。
症状/損傷 皮膚に付着した場合	: 通常の条件下では特に無し。 粉じんは皮膚のひだまたは密着した衣服に接触することで刺激を起こすことがある。
症状/損傷 眼に入った場合	: 通常の条件下では特に無し。 本製品の粉じんは、目の炎症を引き起こす場合がある。
症状/損傷 飲み込んだ場合	: 通常の条件下では特に無し。

医師に対する特別な注意事項

その他の医学的アドバイスまたは治療	: 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤
使ってはならない消火剤	: 強い水流は使用しない。
火災危険性	: 火災の危険は一切ない。
爆発の危険	: 直接に爆発する危険は全くない。
火災時の危険有害性分解生成物	: 有毒な煙を放出する可能性がある。
消火方法	: 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。 呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。
消火時の保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 自給式呼吸器。 完全防護服。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置	: 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。 物的損傷を防止するためにも流出したものを回収すること。

非緊急対応者

保護具	: 推奨される個人用保護具を着用する。
応急処置	: 出動は、適切な保護装備を身につけた有資格者に限られる。

緊急対応者

保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
応急処置	: 不要な職員を退避させる。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法 : 清潔なショベルを使用して、ドライコンテナに物質を入れ、圧縮せずに覆います。

浄化方法 : 製品は機械的に回収する。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。

その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : データなし

安全取扱注意事項 : 作業所の十分な換気を確保する。
使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
作業場における製品の放出を避けるため、または最小限にするため、技術的に必要なあらゆる措置をとる。
取り扱う製品数は必要最小限にし、ばく露使用者の人数を最小限に抑える。
部屋の排気および全般的な換気を確保する。
個人用保護具を着用する。
危険エリア内の床、壁、その他の表面は定期的に清掃しなければならない。

接触回避 : データなし

衛生対策 : 作業服と外出着とを分ける。個別に洗う。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件 : 施錠して保管すること。

安全な容器包装材料 : データなし

技術的対策 : 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する。

容器包装材料 : 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

保管温度 : 2 – 30 °C

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

個人用保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。

呼吸用保護具 : [換気が不十分な場合]呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具 : 保護用手袋

眼の保護具 : 安全メガネ

皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する。

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 固体
外観	: 粉末
色	: ベージュ色、ピンク色
臭い	: 特異臭
pH	: 5.4 – 5.8
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対密度	: データなし
密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 水に可溶。
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (Vol-%)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しません。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 通常の使用条件下において、危険な反応は全く知られていない。
避けるべき条件	: 推奨の保存条件及び取扱条件の下では何もありません（第 7 項参照）。
混触危険物質	: データなし
危険有害な分解生成物	: 通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 分類できない。
急性毒性 (経皮)	: 分類できない。
急性毒性 (吸入)	: 区分に該当しない(分類対象外) (気体)。 区分に該当しない(分類対象外) (蒸気)。 区分に該当しない (粉じん、ミスト)。

DRBC Agar (ISO)	
未知の急性毒性 (GHS JP)	混合物の 20.48%は未知の急性毒性(経口)の成分で構成されている 混合物の 99.24%は未知の急性毒性(経皮)の成分で構成されている 混合物の 99.24%は未知の急性毒性(吸入 (粉じん/ミスト))の成分で構成されている

Chloramphenicol (56-75-7)	
急性毒性 (経口)	【分類根拠】(1) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) ラットの LD50: 2,500 mg/kg (GESTIS (Access on May 2020))
急性毒性 (経皮)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入:気体)	【分類根拠】GHS の定義における固体であり、区分に該当しない。
急性毒性 (吸入:蒸気)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入:粉じん、ミスト)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
LD50 経口	2500 mg/kg

2,6-Dichloro-4-nitroaniline (99-30-9)	
LD50 経口 ラット	2400 mg/kg Source: Corporate Solution From Thomson Micromedex
LD50 経皮 ウサギ	> 2000 mg/kg Source: Corporate Solution From Thomson Micromedex
LC50 吸入 - ラット	> 5.4 mg/kg Source: Corporate Solution From Thomson Micromedex

皮膚腐食性／刺激性　：分類できない。

DRBC Agar (ISO)	
pH	5.4 – 5.8

Chloramphenicol (56-75-7)	
皮膚腐食性／刺激性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　：分類できない

DRBC Agar (ISO)	
pH	5.4 – 5.8

Chloramphenicol (56-75-7)	
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

呼吸器感作性　：分類できない。

Chloramphenicol (56-75-7)	
呼吸器感作性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

皮膚感作性　：分類できない。

Chloramphenicol (56-75-7)	
皮膚感作性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性　：分類できない。

Chloramphenicol (56-75-7)	
生殖細胞変異原性	【分類根拠】(1)～(3) より、区分 2 とした。情報源の精査により、分類結果を変更した。【根拠データ】(1) in vivo では、マウスの優性致死試験で陰性 (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))、マウスの染色体異常試験で陽性 (食安委 動物用医薬品評価書 (2014)、EU EMEA (1996)、JECFA TRS 925 (2004))、ラット及びマウスの小核試験で陰性の報告がある (食安委 動物用医薬品評価書 (2014)、EU EMEA (1996)、JECFA TRS 925 (2004))。(2) in vitro では、細菌の復帰突然変異試験で陰性、陽性の報告 (食安委 動物用医薬品評価書 (2014)、MAK (DFG) vol.9 (1998))、大腸菌を用いた DNA 修復試験で陰性、陽性の報告 (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))、哺乳類培養細胞を用いた DNA 断片化検出試験で陽性 (食安委 動物用医薬品評価書 (2014)、EU EMEA (1996))、姉妹染色分体交換試験で陰性、陽性の報告、ヒトリンパ球を用いた染色体異常試験で陽性の報告がある (食安委 動物用医薬品評価書 (2014)、EU EMEA (1996)、JECFA TRS 925 (2004))。(3) クロラムフェニコールは in vivo の体細胞に対し遺伝毒性を有するとの報告がある (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。

発がん性 : 発がんのおそれ。

Chloramphenicol (56-75-7)	
発がん性	【分類根拠】(1)～(3) に基づき、区分 1B とした。【根拠データ】(1) 国内外の分類機関による既存分類では、IARC でグループ 2A (IARC 50 (1990))、NTP で R (NTP Roc (14th, 2016)) に分類されている。(2) 要約のみの報告であるが、マウスに本物質を飲水投与した発がん性試験では、2 系統のマウスでリンパ腫の発生率の増加、1 系統のマウスで肝細胞がんの発生率の増加がみられた (食安委 動物用医薬品評価書 (2014)、EU EMEA (1996))。(3) 本物質は再生不良性貧血を誘発し、白血病の発生に関連している (IARC 50 (1990))。
IARC グループ	ヒトに対しておそらく発がん性がある
国家毒性プログラム(NTP)ステータス	合理的に予見可能なヒトへの発がん性物質

生殖毒性 : 分類できない。

Chloramphenicol (56-75-7)	
生殖毒性	【分類根拠】(1)～(5) より、発生毒性試験において胚及び胎児の死亡率の増加がみられた。母動物毒性の有無については明確ではないが (4) より、最高用量で体重低値のみがみられたとの記載から、明確な母動物毒性がみられない用量で胚・胎児死亡率の増加がみられたと判断し、区分 1B とした。なお、新たな情報源の使用により、旧分類から分類結果を変更した。【根拠データ】(1) 妊娠マウスに強制経口投与した発生毒性試験において、胚/胎児死亡率増加がみられている。胚・胎児死亡率は、1,000 及び 2,000 mg/kg/day においてそれぞれ 71 及び 100%であり、500 mg/kg/day では 31%、対照群では 24%であった (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。(2) 妊娠ラットに強制経口投与した発生毒性試験において、胚/胎児死亡率増加がみられている。胚・胎児死亡率は、妊娠 5～15 日に投与した 500 mg/kg/day で 63% (背景対照: 23%）であった。また、臍ヘルニアが 2,000 mg/kg/day を妊娠 6～8 日に経口投与した群で 36%、妊娠 8 日に単回投与した群で 11%にみられている (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。(3) 妊娠ウサギに強制経口投与した発生毒性試験において、胚/胎児死亡率増加がみられている。 500 mg/kg/day では死亡胎児数の増加はみられなかったが、1,000 及び 2,000 mg/kg/day では、胎児死亡率がそれぞれ 25 及び 58%であった（背景対照: 10%）。骨化遅延が投与群で顕著であったが、奇形の発現率は低かった (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。(4) ラット及びマウスでは 500～2,000 mg/kg/day、ウサギでは 500 及び 1,000 mg/kg/day を経口投与した発生毒性試験で、3 つすべての種で胚及び胎児の死亡と胎児発育遅延の発生率の増加がみられた。ラットでは 催奇形性は主に臍ヘルニアでラットでのみに観察された。 妊娠した動物は最高用量での体重低値以外に毒性の兆候を示さなかった (IARC 50 (1990)、HSDB (Access on May 2020))。これは、(1)～(3) と同じデータ。(5) ラット及びウサギの催奇形性試験において、催奇形性効果を示さなかったが、試験された最低用量レベルでさえ胎児死亡の高い発生率を引き起こした (EU EMEA (1996))。【参考データ等】(6) 食安委 動物用医薬品評価書 (2014) では、「生殖発生毒性を評価するには十分なデータはないと判断されたが、生殖発生毒性を有することが推察されたことから、ヒトに対する影響が懸念される。」としている。(7) ラットの妊娠 9～11 日目の投与で胎児に水頭症と口蓋裂を含む奇形がみられたとの報告がある (IARC 10 (1976)、HSDB (Access on May 2020))。なお、このデータは IARC 50 (1990) には引用されていない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 分類できない。

Chloramphenicol (56-75-7)	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 分類できない。

Chloramphenicol (56-75-7)	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	【分類根拠】(1)～(7) より、区分 1 (造血系、神経系、循環器系、消化器) とした。新たな情報源の情報を加えて検討を行い、旧分類から分類結果を変更した。【根拠データ】(1) 本物質は、医療用医薬品として使用される抗生物質である。重大な副作用として、再生不良性貧血、Gray syndrome、視神経炎又は末梢神経炎、その他の副作用として血液への影響 (顆粒球減少、血小板減少症)、消化器への影響 (胃部圧迫感、悪心、嘔吐、軟便、下痢、腸炎)、過敏症状、菌交代症、ビタミン欠乏症が挙げられている (JAPIC 医療用医薬品集 2017 (2016))。(2) ヒトにおいて本物質の血液毒性が確認されている。一つは、通常発現する用量相関的で可逆的な骨髄抑制であり、投与中はこの影響が亢進するが、休薬後は回復する。もう一つは、重篤な再生不良性貧血であり、用量相関性がなくしばしば不可逆的である (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。(3) ヒトでは本物質の投与量が 4 g/日を超える場合、用量相関的な骨髄抑制がより多く生じることが明らかである。投与が持続的なものでない場合や、用量が減少した場合、毒性は可逆的である (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。(4) 本物質は、グレイ症候群 (“Grey Baby Syndrome”、”Grey Syndrome”) の発症に関与することが知られている。グレイ症候群は、通常、本物質の投与開始 2～9 日後に始まる心血管虚脱状態である。その特徴は、食事ができない、嘔吐、腹部膨満、チアノーゼ、無気力、ショック状態、体温の低下等である。発症例の 60%が死亡するとも言われ、通常、本物質の投与量が 25 mg/kg 体重/日を超えると発現するとされている (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。(5) 治療用量の本物質を長期にわたり経口投与すると、出血が誘発される。これは、骨髄抑制又はビタミン K を生成する腸内細菌叢の弱体化から起こるビタミン K の合成阻害によるものである (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。(6) 長期にわたる本物質投与による眼毒性について数例が報告された。この眼毒性は、しばしば暗点及び視力低下を伴う視神経炎で球後視神経炎が観察される場合もある。球後視神経炎は嚢胞性線維症の症例でみられたが、嚢胞性線維症患者の特異的な感受性であるというよりむしろ嚢胞性線維症における治療に本物質を選択したことを反映している可能性がある。総用量はしばしば 80～250 g の範囲で数ヵ月にわたり投与された。ある患者は、本物質を 6 週間にわたり投与 (6 g/日; 総用量約 250 g) され、後両側性視神経炎を発症した。末梢神経炎が眼に対する影響を伴う可能性がある (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。(7) 本物質の投与後に難聴がみられることがある。ある事例では、2.5 歳の男児に本物質を 26 日間投与 (125 mg/kg/日) し、男児は難聴となり、休薬しても難聴の状態が持続した。他の薬剤は投与されなかった (食安委 動物用医薬品評価書 (2014))。

誤えん有害性 : 分類できない。

Chloramphenicol (56-75-7)	
誤えん有害性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

2,6-Dichloro-4-nitroaniline (99-30-9)	
動粘性率	Not applicable (solid)

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系 - 全般 ： 本物質は水生生物に対して有害とは考慮されず、また、環境に対しても長期的な有害な影響を及ぼさない。

水生環境有害性　短期（急性） ： 区分に該当しない。

水生環境有害性　長期（慢性） ： 区分に該当しない。

Chloramphenicol (56-75-7)	
水生環境有害性　短期（急性）	藻類（デスモデスムス属）72 時間 EC50 = 0.78 mg/L（HSDB, 2020）であることから、区分 1 とした。情報の再検討により、旧分類から分類結果を変更した。
水生環境有害性　長期（慢性）	信頼性のある慢性毒性データが得られていない。急速分解性がなく（BIOWIN）、急性毒性は区分 1 であることから、区分 1 とした。急性毒性の分類結果変更及び慢性毒性の分類方法の変更により、旧分類から分類結果が変更となった。
LC50 - 魚 [1]	10 mg/l
ErC50 藻類	0.78 mg/l
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	1.14 Source: HSDB
2,6-Dichloro-4-nitroaniline (99-30-9)	
LC50 - 魚 [1]	4.1 mg/l (96 h, Pisces, Literature study)
EC50 - 甲殻類 [1]	2.07 mg/l Source: The ECOTOXicology database
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	2.8 (Literature)
有機炭素吸着係数 (Log Koc)	3.26 (log Koc, SRC PCKOCWIN v2.0, Calculated value)

残留性・分解性

DRBC Agar (ISO)	
残留性・分解性	急速分解性でない
Chloramphenicol (56-75-7)	
残留性・分解性	Biodegradable in water。
2,6-Dichloro-4-nitroaniline (99-30-9)	
残留性・分解性	Biodegradability in soil: no data available, Not readily biodegradable in water。

生体蓄積性

DRBC Agar (ISO)	
生体蓄積性	データなし
Chloramphenicol (56-75-7)	
生体蓄積性	No bioaccumulation data available。
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	1.14 Source: HSDB

2,6-Dichloro-4-nitroaniline (99-30-9)	
生体蓄積性	Low potential for bioaccumulation (Log Kow < 4)。
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	2.8 (Literature)
有機炭素吸着係数 (Log Koc)	3.26 (log Koc, SRC PCKOCWIN v2.0, Calculated value)

土壌中の移動性

DRBC Agar (ISO)	
土壌中の移動性	データなし

Chloramphenicol (56-75-7)	
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	1.14 Source: HSDB

2,6-Dichloro-4-nitroaniline (99-30-9)	
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	2.8 (Literature)
有機炭素吸着係数 (Log Koc)	3.26 (log Koc, SRC PCKOCWIN v2.0, Calculated value)
生態系 - 土壌	Low potential for mobility in soil。

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : 分類できない。

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 固体廃棄物については適用法令を遵守する。
管轄当局の規制に準拠して廃棄する。

廃棄方法 : 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物／容器を廃棄する。

残余廃棄物 : 本製品の廃棄物は、製品自体と同様に有害であり、環境への影響も同様に考慮する必要がある。
廃棄物の管理および処理は、製品本体で定められた方法に従うこと。

地域の廃棄規則 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。

推奨下水処理 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。

追加情報 : 空の容器を再利用しない。

14. 輸送上の注意

国際規制

UN RTDG に準ずる

国連勧告 (UN RTDG)
国連番号
輸送規則の定義上危険物に該当しない。
国連正式品名
規制されていない

国連勧告 (UN RTDG)
輸送危険物分類
規制されていない
容器等級
規制されていない
環境有害性
規制されていない

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

国内規制

その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
【改正後 令和９年４月１日以降】
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
【改正後 令和１０年４月１日以降】
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２）
２，２－ジクロロ－Ｎ－［２－ヒドロキシ－１－（ヒドロキシメチル）－２－（４－ニトロフェニル）エチル］アセトアミド（別名クロラムフェニコール）（別表の番号：815）
【改正後 令和９年４月１日以降】
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２）
２，２－ジクロロ－Ｎ－［２－ヒドロキシ－１－（ヒドロキシメチル）－２－（４－ニトロフェニル）エチル］アセトアミド（別名クロラムフェニコール）（別表の番号：815）
【改正後 令和１０年４月１日以降】
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２）
２，２－ジクロロ－Ｎ－［２－ヒドロキシ－１－（ヒドロキシメチル）－２－（４－ニトロフェニル）エチル］アセトアミド（別名クロラムフェニコール）（別表の番号：815）
がん原性物質（安衛則第５７７条の２第５項、令和４年１２月２６日告示第３７１号、令和４年１２月２６日基発１２２６第４号）

水質汚濁防止法 : 指定物質（法第２条第４項、施行令第３条の３）

大気汚染防止法	： 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第９次答申）
海洋汚染防止法	： 有害でない物質（施行令別表第１の２）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	： 特定有害廃棄物（法第２条第１項第１号イ、平成３０年６月１８日省令第１２号）
水道法	： 有害物質（法第４条第２項）、水質基準（平１５省令１０１号）
下水道法	： 水質基準物質（法第１２条の２第２項、施行令第９条の４）

16. その他の情報

免責条項　当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしているが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。